三　昭和三十五年防衛庁告示第三百五十一号の一部を次のとおり変更する。

㈠　第三項中「レソツネの四点」を「レエテアサソツネの八点」に改め、「長さ三百メートル」の下に「（一部四百六十メートル）」を加える。

㈡　第四項中「ワカロイ、ニハヨタ、ヤマソレ、ネツケフの各四点を結ぶ直線で囲まれた台形の区域」を「ワカロイ、ニハヨタ、ネツケフの各四点及びヤキユメミマソサアテエレの十二点を結ぶ直線で囲まれた区域」に改める。

㈢　第五項中「レソ、ツネ」の下に「、テア」を加える。

㈣　第六項中「この配」を「こう配」に、「これらは」を「これらに」に、「各三点を結ぶ直線で囲まれた区域と一致するもの。」を「各三点を結ぶ直線で囲まれた区域と一致するもの」に改める。

㈤　別図Bを次のように改める。

別図B、

